

学校いじめ防止基本方針

令和4年11月改訂

長崎県立佐世保北高等学校
長崎県立佐世保北中学校

1 基本方針の目的

いじめ防止対策推進法第12・13条及び長崎県いじめ防止基本方針を受け、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、いじめ防止等のための取組を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「一定の人的関係」

学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 具体的ないじめの態様（例）

（1）冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・身体や動作について不快なことを言われる。
- ・存在を否定される。
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

（2）仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。

（3）ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・身体をこぶかれたり、触って知らないふりをされたりする。
- ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
 - ・脅され、お金を取られる。
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる。
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きやかつあげを強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

4 いじめ防止のために、本校で目指す生徒像

高い倫理観と品性をもった生徒

- 自己肯定感をもった生徒
- 高い自律意識をもった生徒
- 調和のとれた豊かな心をもった生徒
- 志をもった生徒
- 誠実な生徒
- 心身ともにたくましい生徒

5 いじめ対策委員会の設置

(1) 役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を持つ。
 - ・学校基本方針の策定や見直し
 - ・いじめ防止の取組の点検
 - ・対処がうまくいかなかったケースの検証
 - ・計画の見直し
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を持つ。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割を持つ。
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割を持つ。

(2) 構成メンバー

【校内委員】

校長・副校長・教頭・生徒指導主事・教育相談主任・総括主任・総務主任
 学年主任・生徒指導担当・該当学年職員

【外部委員】

SC・SSW・PTA代表者・学校評議員・学校支援会議委員

※事案に応じて、構成メンバーの中から必要メンバーを抽出し、いじめ対策委員会を開催する。その中核を生徒指導主事とする。

6 P T A及び関係機関等との連携

(1) P T Aとの連携

- 適切な担任と保護者間の相互連絡、面談の実施
- 開かれた学年・学級P T A
- 積極的な広報活動
- 学年・学級P T A等での「いじめ防止研修」

(2) 地域との連携

- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での学校開放
- 学校評議員、学校支援委員との相談

(3) 関係機関との連携

- 生徒・保護者への相談機関の紹介
- 警察や児童相談所への相談

7 いじめ防止への取組

(1) 教職員の取組

- 教職員間の報告・連絡・相談体制の確立
- いじめ対策の校内研修の実施（教師の観察力や対応力の向上）
- 人権教育や生命尊重の教育の充実
- 道徳の時間を要とした道徳教育の充実
- 学級活動、生徒会活動等の特別活動における、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動の充実
- 学級諸活動、生徒会活動に主体的に参加する生徒の育成
（自己肯定感や自己指導能力の育成）
- 生徒が相談しやすい雰囲気づくり（生徒との信頼関係づくり）
- 保護者との信頼関係づくり
- スクールカウンセラーや外部機関との連携
- 入学時・各年度の開始時における学校基本方針の理解と周知
- 学校基本方針による取組の評価と見直し
- 次の生徒に対する配慮
 - ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

(2) 生徒の取組

- 学級諸活動や生徒会活動の充実（自己肯定感や自己指導能力の育成）
 - ・「いじめ」の実態を理解する。
 - ・「いじめ」を生まない言動について考える。
 - ・積極的な係活動や当番活動、ボランティア活動

(3) 保護者の取組

○家庭の教育力の向上

- ・家族団欒や家族そろって食事をする機会の確保
- ・子どもの主体性を大事にしながらも、よりよい生き方を語ることができる親子関係づくり

○学校支援の意識づくり

- ・学校行事への積極的な参加
- ・部活動への積極的な協力
- ・保護者懇談会の企画と参加
- ・学校支援のネットワークづくり

8 いじめの早期発見への取組

(1) 教職員の取組

- 教職員間の報告・連絡・相談体制の確立
- 定期的なアンケート調査と個人面談の実施
- SC・SSWを活用した相談体制の整備
- 保護者との情報交換の充実
- 相談機関等の周知

(2) 生徒の取組

- 挨拶運動等の充実
- 身近な友人への相談
- 身近な大人への相談

(3) 保護者の取組

- 実態把握と適切な対応
 - ・子どもの様子や学校の様子の把握
 - ・気になる情報の学校への提供

9 いじめに対する措置

(1) 教職員の取組

- いじめ対策委員会の開催
- 事実の把握（聞きとり、事実調査）
- 被害生徒の安全確保と加害生徒への指導及び保護者への連絡と協力依頼
- 集団への働きかけ
- 継続的な事後指導
- SC・SSWや外部機関との連携

(2) 生徒の取組

- いじめの構造とよりよい行動の理解と実践
- いじめ克服の努力
- SC・SSWとの面談

(3) 保護者の取組

- 冷静で落ち着いた対応
 - ・学校批判や生徒批判を避け、生徒たちが落ち着いた学校生活を送るため助言をする。

(4) いじめ解消の要件

- いじめに係る行為が止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

10 重大事態への対応

(1) 重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じたもの
- 相当期間、学校を欠席することを余儀なくされているもの
- いじめが原因で重大事態に至ったとの申し立てがあったもの

(2) 教育委員会との連携

- 重大事態と判断した場合、県教育委員会へ報告する。

- 県教育委員会の指示を受けながら、具体的な事実調査を行う。
- 調査結果は県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者へ適切に情報を提供する。
- 県教育委員会の指示を受けながら、重大事態の解決に向けた具体的な取組を行う。
 - ・報道関係への対応
 - ・警察や児童相談所等との連携
 - ・職員の安定
 - ・生徒の学校生活の安定
 - ・PTAへの説明